

情報通信審議会諮詢

知識情報社会の実現に向けた
情報通信政策の在り方について

諮詢の概要

諮詢の理由

ICT(Information and Communications Technology:情報通信技術)分野においては、ブロードバンド・ゼロ地域の解消(2011年3月見込み)及び地上デジタル放送への完全移行(同年7月)により、通信・放送ネットワークの「完全デジタル化」が完了するとともに、現在アナログ放送に用いられている周波数を活用した新たな通信・放送ネットワークの整備を進めることとされている。また、昨年11月に成立した「放送法等の一部を改正する法律」が順次施行される等により、今後、通信・放送の融合・連携等が本格的に始まるものと見込まれる。

こうした中、ICTは、社会の姿を大きく変えつつある。新たな技術やイノベーションが次々と生み出され、これらを活用した新しい事業モデルが間断なく登場して市場環境の変化を加速化するとともに、社会インフラや公的主体におけるICTの利活用にも大きな可能性が期待されている。また、インターネットを通じて、そこで流通する様々な知識や情報を無数の人が常時共有することが可能となり、それらの活用・蓄積による「協働」を通じた地域の課題解決や、新たな知恵や文化の創造も進みつつある。さらに、こうした知識や情報の流通は、国境を越えたレベルでも加速しており、経済活動のグローバル化の進展と相まって、ICT産業のグローバル化も急速に進展しつつある。

このように、ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す「知識情報社会」の構築がグローバルに進展しつつある。また、ICTの利活用に当たっては、これまで以上に我が国が抱える少子高齢化等の解決に向け利用者本位で取り組み、国民が生活や社会の改善を実感できるようにすることが求められている。

こうした中、今後、政府が重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性について検討することが必要である。

以上を踏まえ、2020年頃までを視野に入れ、「知識情報社会」の実現に向けた情報通信政策の在り方について、情報通信審議会に諮詢する。

答申を希望する事項

- (1) ICT市場の構造変化と将来像
- (2) 今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性
 - ・新事業創出戦略
 - ・研究開発戦略
 - ・国際戦略
 - ・標準化戦略
 - ・地域活性化戦略
- (3) その他必要と考えられる事項

スケジュール(案)

- 2011年2月 情報通信審議会に諮詢
- 4月 情報通信政策部会から検討状況について報告
- 7月 第一次答申
- 2012年7月 第二次答申

主な検討項目（例）

「知識情報社会」の実現に向けた情報通信政策の在り方(ICT総合戦略)

⇒①検討項目の相互関係、②全体の整合性・統一性等に十分留意しつつ、情報通信政策部会で検討

<重点検討項目>

新事業創出 戦略

研究開発 戦略

国際戦略

標準化戦略

地域活性化 戦略

- ICT市場の構造変化と将来像
- 新事業創出に向けた環境整備の在り方
- ICTの利活用促進における環境整備の在り方
- 新事業の創出と標準化の連携強化

等

- 今後取り組むべき研究開発課題
- 研究開発の仕組み（システム）の在り方
- 産学官の役割分担の在り方

等

- ICTグローバル展開に向けた国の役割
- グローバル展開可能なICTプロジェクトの案件形成の在り方
- 上記と関連した標準化戦略の推進策
- ICTプロジェクトのファイナンスの在り方
- ICTプロジェクトのグローバル展開の推進体制の在り方
- 個別プロジェクトの進捗管理などプロジェクト推進のPDCAの在り方

等

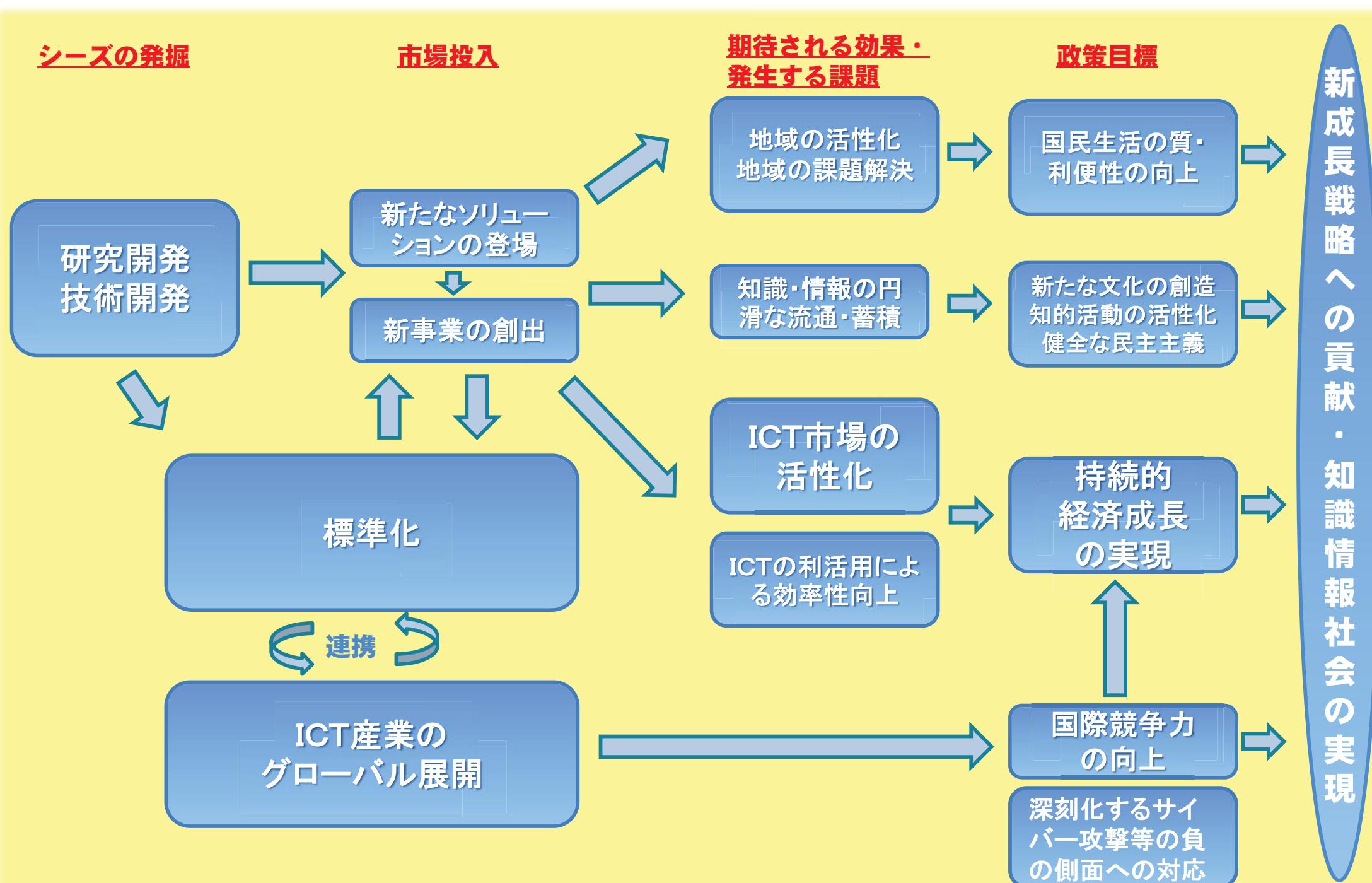
- 地域におけるICT利活用推進体制の在り方
- 医療・介護、農林水産業等の重点分野における利用者（地域住民）本位のICT利活用の推進方策

等

検討の鳥瞰図

<参考1>

3



ブロードバンド基盤の整備状況

＜参考2＞

4

ブロードバンドの整備状況(サービスエリアの世帯カバー率推計)

出典：総務省調査

2007年3月末

2008年3月末

2009年3月末

2010年3月末

2010年度政府目標

ブロードバンド

95.2%
(4,863万世帯)

98.3%
(5,083万世帯)

98.8%
(5,225万世帯)

99.1%
(5,239万世帯)

ブロードバンド・
ゼロ地域の解消

超高速
ブロードバンド

83.5%
(4,268万世帯)

86.5%
(4,471万世帯)

90.1%
(4,765万世帯)

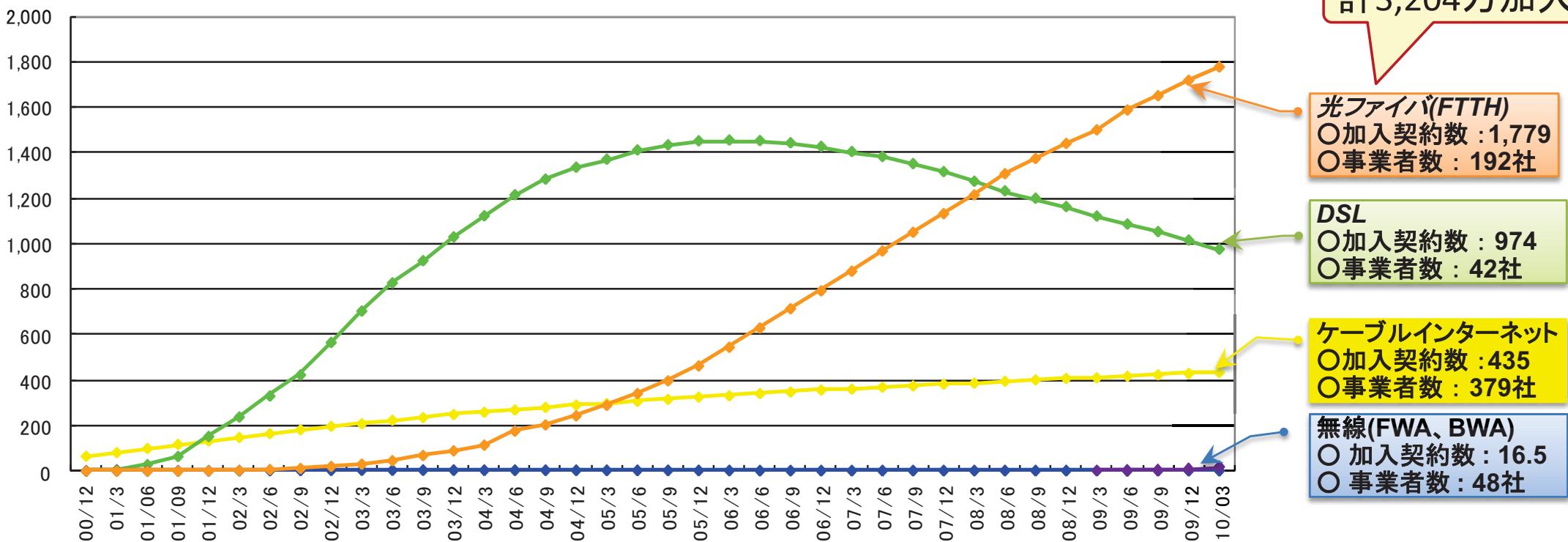
91.6%
(4,845万世帯)

90%

2010年度末までに
達成の見込み

ブロードバンド加入契約数の推移 (10.3末現在、単位:万契約)

目標を達成

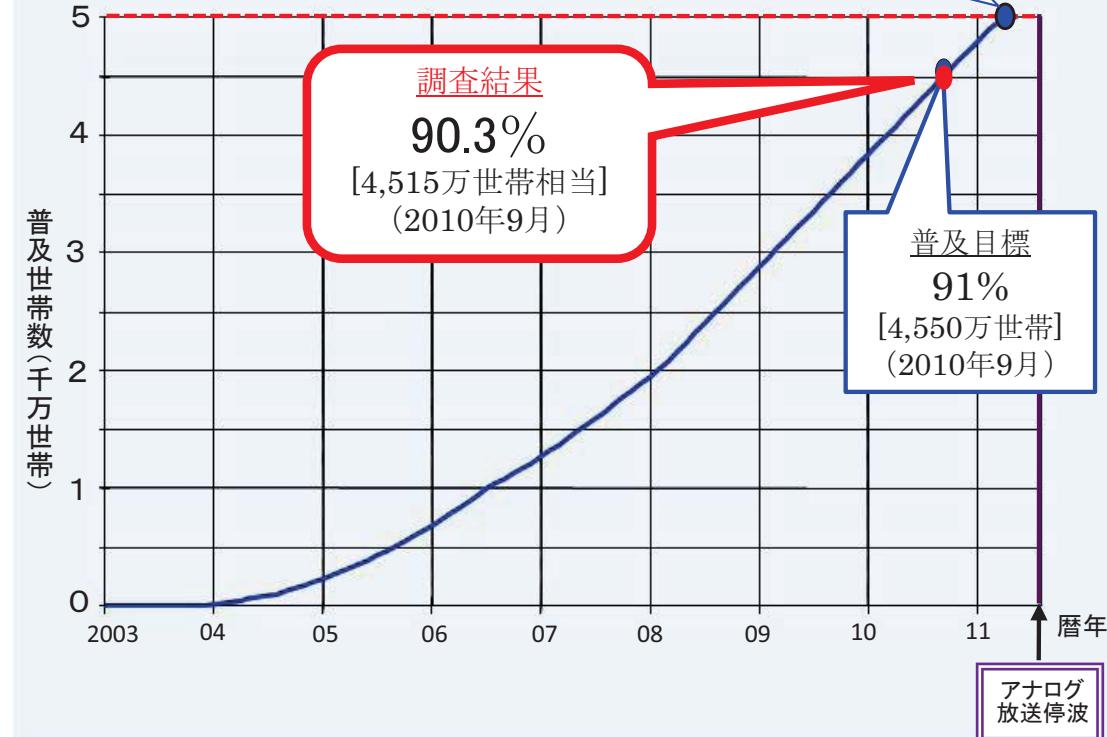


出典：総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表

地上デジタル放送対応受信機の普及目標と現況<参考3>

5

世帯数の目標と実績



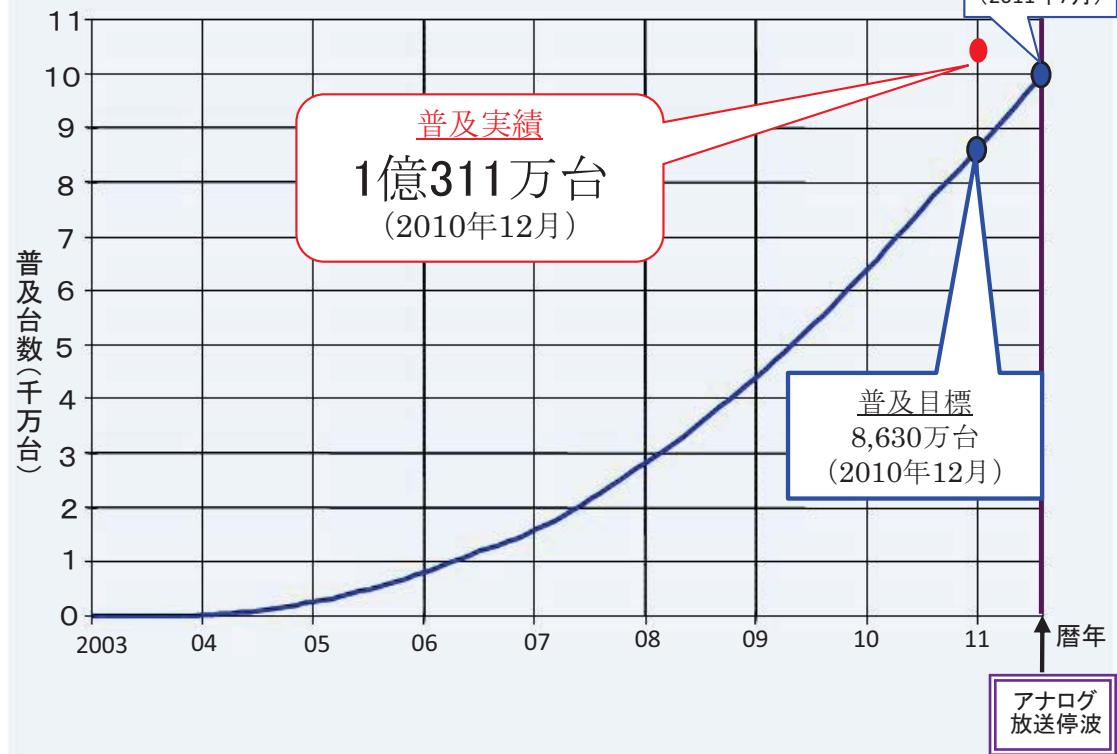
調査結果

90.3%
[4,515万世帯相当]
(2010年9月)

100%
[5,000万世帯]
(2011年4月)

普及目標
91%
[4,550万世帯]
(2010年9月)

台数の目標と実績



普及実績

1億311万台
(2010年12月)

1億台
(2011年7月)

アナログ停波時期の認知度

(2007.3月) 60. 4%

(2008.3月) 64. 7%

(2009.3月) 89. 6%

(2010.3月) 91. 3%

(2010.9月) 91. 6%

直接受信が可能なエリア

(2003.12月) 全世帯の約25%

(2006.12月) 全世帯の約84%

(2008.12月) 全世帯の約96%

(2010.12月) 全世帯の約98%

特別な受信機器の出荷台数累計

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

(2010.11月) 9,591万台

車載用地上デジタル放送受信機

の出荷台数 (2010.12月) 582万台

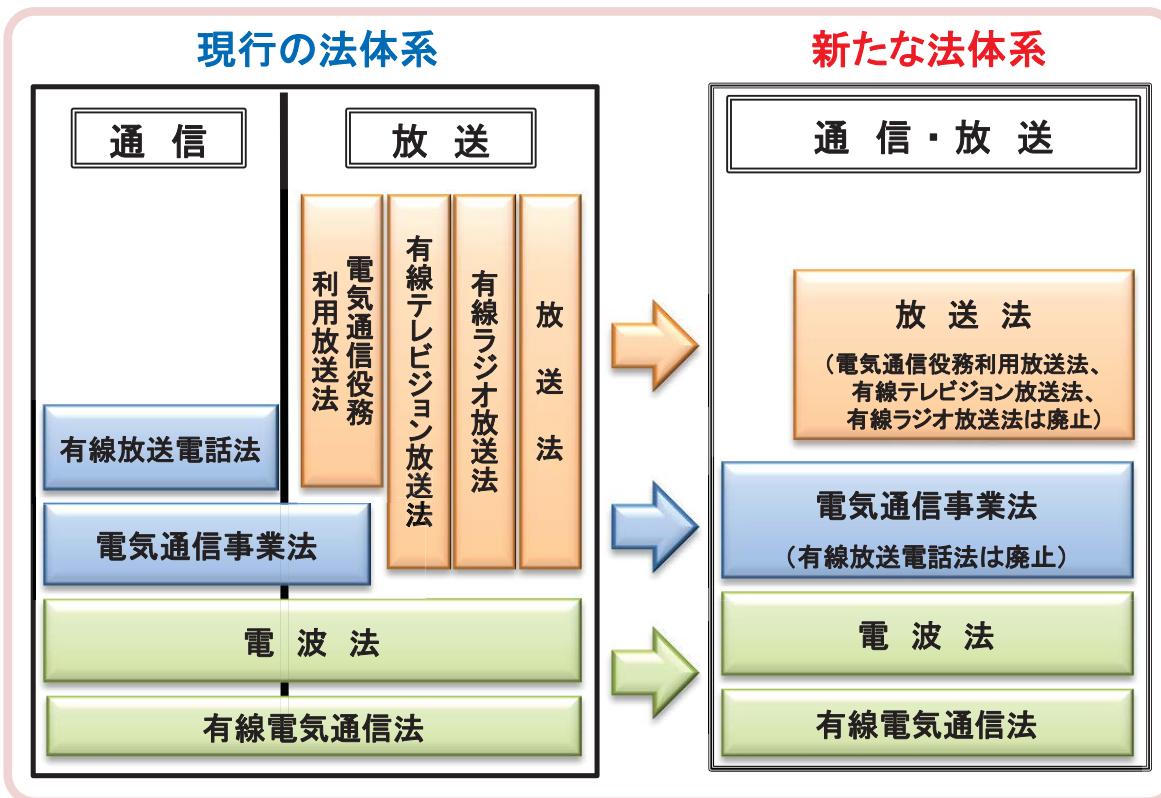
(出典)・普及世帯率及びアナログ停波時期の認知度については、総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2010年9月)より
・普及台数については、2010年12月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

趣旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う。

改正内容

1. 通信・放送法体系の見直し：放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスマディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

施行期日

公布の日から9月以内の政令で定める日

※ 放送番組の種別の公表等については6月以内、携帯電話基地局の免許の包括化等については3月以内とする。

開催目的

- 様々な課題を抱える地域社会において、ICTの持つ潜在力の発揮が期待される中で、我が国においては、ブロードバンド基盤の整備が進んでいるものの、行政、教育、医療・介護等の公的サービス分野を中心に、ICTの利活用が立ち後れており、ICTが地域の課題解決等に十分につながっているとは言い難い状況にある。
- このため、地域の自主性と自立性を尊重しつつ、ICTを軸として、地域が自ら考え、実行する「地域自立型」の地域活性化を総合的に推進することを目的として、総務大臣主宰の懇談会を開催し、ICTによる地域活性化の在り方を検討する。

開催期間

2011年1月～2011年6月（4月を目途に中間整理）

主な検討事項

- (1) 地域におけるICT利活用推進体制の在り方
 - 地域主体のICT利活用の推進と国の役割 等
- (2) 重点分野における利用者(地域住民)本位のICT利活用の推進方策
 - 医療・介護、災害対策等における地域の安心・安全強化
 - 地場産業、観光産業の振興等の推進
 - 農林水産業の情報化の推進
 - 高齢者・障がい者等の社会参画の推進 等

メンバー

- 座長：金子 郁容慶大教授
地方自治体首長、地域づくり・地域情報化活動の実践者、学識経験者・研究者等合計17名で構成

開催目的

- 我が国は少子高齢化が急速に進展する中、国内市場が今後縮退していくと見込まれるため、グローバル市場の成長を取り込んだICT産業への転換を図っていくことが求められる。日本の優れたICTをグローバル展開するための具体的な施策展開を検討していく観点から、総務副大臣(情報通信担当)主宰の懇談会を開催する。

開催期間

2011年1月～2011年6月(必要に応じて中間取りまとめを行う)

主な検討事項

- (1)ICTグローバル展開に向けた国の役割
- (2)グローバル展開可能なICTプロジェクトの案件形成の在り方
- (3)上記と関連した標準化戦略の推進策
- (4)ICTプロジェクトのファイナンスの在り方
- (5)ICTプロジェクトのグローバル展開の推進体制の在り方
- (6)個別プロジェクトの進捗管理などプロジェクト推進のPDCAの在り方

メンバー

- 座長:岡 素之住友商事(株)代表取締役会長
企業・有識者等合計17名で構成

米国の動向

2010年4月、商務省は、米国のイノベーション、繁栄、教育、政治、文化に対するインターネットの決定的な重要性を再認識し、インターネット環境における重要な公共政策課題を取り上げる「インターネット政策タスクフォース」を設置。

概要

- タスクフォースには、①プライバシー、②著作権、③オンラインでの自由な情報の流れ、④サイバーセキュリティ、の4つの検討チームが設置され、現在調査審議中。

EUの動向

2010年5月、欧州委員会は、新たなICT戦略として「**欧洲デジタル・アジェンダ**」を策定し、公表。

概要

- 本戦略は、EUの2010年までのICT戦略「i2010」の後継となる、2020年に向けたICT戦略。
- 本戦略は、ICTの社会的・経済的な潜在力を最大限発揮させる道筋を示し、デジタル技術の幅広い展開とより効果的な利活用により、欧洲における課題の解決とより豊かな生活を実現することを目標とするもの。
- 本戦略により、ICT分野における課題に取り組み、EU経済を活性化するICT分野の好循環を生み出す。

欧洲デジタルアジェンダでは、ICT分野における**7つのキー・アクション**を定義。

1. 活力あるデジタル単一市場

2. 相互運用性と標準化

3. 信頼性向上と情報セキュリティ

4. 高速及び超高速インターネットアクセス

5. 研究とイノベーション

6. デジタルリテラシー、スキル及びインクルージョンの向上

7. ICTが可能とするEU社会への恩恵